

(案)

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

平成23年10月
(平成26年 月変更)

今 治 市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 今治市の農業の現状と振興方針
- 2 農業構造の実態
- 3 農業経営基盤強化の方向
- 4 支援措置

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

目標営農類型一覧表

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標
- 効率的かつ安定的な農業経営に対する面的集積についての目標

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

- 1 利用権設定等促進事業に関する事項
- 2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項
- 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- 7 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事項
- 8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

- 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項
- 2 区域の基準
- 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

第7 その他

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 今治市の農業の現状と振興方針

今治市は、愛媛県北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、瀬戸内海に浮かぶ大小 100 あまりの島々で形成された越智諸島及び関前諸島からなり、東経 132 度 48 分（菊間町田之尻）～133 度 11 分（宮窪町美濃島）、北緯 34 度 17 分（大三島鳥取岬）～33 度 54 分（玉川町東三方ヶ森）に位置し、東は燧灘、西条市に面し、北は越智諸島を経て広島県尾道市に、北西は関前諸島を経て広島県呉市に相応し、又、南東から南西は松山市に隣接している。

市域は、東西 25 km、南北 45 km にわたり、その面積 420.02 km²のうち、田畑 23%、宅地 7 %、山林 29%、その他 41 %の土地利用構成となっている。また、陸地部の中央に蒼社川、南方に頓田川が肥沃な農用地を形成し、玉川ダム、朝倉ダム、島嶼部には台ダムより良質な水が流入している。

気候は、瀬戸内海気候区に属し、年平均気温 15～16 ℃、年間平均降水量 900～1,300 mm 程度の温暖寡雨な気候に恵まれ、台風その他の自然災害を受けることも少ない。

また、日本三大急潮流の来島海峡や緑豊かな高縄山系など、各地に国立公園や県立自然公園の区域を有し、豊かな自然環境に恵まれている。地質は、中央構造線以北の内帯に位置する本地域は、帯状構造が明瞭でなく領家帯と呼ばれ、花崗岩類が主体を成している。そのため土壌は、花崗岩を母岩とする砂質壤土で、土層は深く肥沃であるが、早魃、浸蝕性は高く、豪雨による土砂災害に脆弱であるなどの性質を有している。

こうした土地風土を活用しながら、温暖な気候のもとに米、野菜、柑橘を基幹として、花卉、畜産等も含め多種多様な農産物の生産が行われている。

地域類型は都市的地域、中山間地域、島嶼部地域からなり、都市的地域においては米麦が中心となっており、中山間地域及び島嶼部地域においては主に柑橘類の生産が行われている。

しかし、本地域の農業は、総じて零細な経営規模であり、近年の農産物価格の低迷等により農業所得が減少し、農家の高齢化、兼業化、後継者不足も相まって、農家数の減少が続いている状態である。

こうした中、本市では、平成 17 年 12 月に「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」を決議し、また平成 18 年 3 月には都市宣言を受けて、全国でも類を見ない、「地産地消の推進」「食育の推進」「有機農業の振興」を柱とした「食と農のまちづくり条例」を制定し、食と農林水産業を基軸としたまちづくりを進めている。条例では、こうしたまちづくりを市の責務とし、これを受けて今治市は、「地産地消の推進」を通じて食料の地域自給率の向上を図りながら、安心・安全な食料の安定供給体制の確立を積極的に推進する。また、食育を通して広く消費者にも理解を深め、条例に示した内容の実現に取り組んでいく。

また、農業・農村を担う若者を中心とした就農者を一人でも多く確保するため、自ら農業経営を開始しようとする青年等及び、農業法人等に就農しようとする青年等を、優れた農業経営者として育成し、本市農業・農村の活性化を図るため、個々の農家の担い手とい

う問題にとどまらず、農業という産業の担い手、農村地域社会の担い手たる青年等を育成確保するという観点に立ち、

- 新しく農業を志す就農希望者の掘り起こしから就農に至る過程のきめ細やかな支援
- 新たな就農者が優れた農業経営者として育つための支援
- 若者をはじめとした就農者が希望を持って定着するための環境づくりの支援
- 関係者が一体となった支援活動の強化

に取り組みながら、新規就農青年等の確保育成をより一層推進するものとする。

2 農業構造の実態

農業構造については、農業就業人口は年々減少傾向にあり、農家の高齢化、後継者不足が進んでいる。新規就農についても、会社定年による中高年就農者の割合が大きい。また、農地が狭小分散状態で生産性が低く、農家一戸当たりの経営面積についても減少傾向にあり、資産的保有傾向と担い手不足・高齢化等により宅地等への転用傾向にある。

また、島嶼部など農山村地域においては、担い手不足・高齢化に加えて過疎化の進行も相まって遊休農地が増加しており、一部地域においては、農地の維持のみならず、農村集落の機能の維持そのものが困難な地域も見られる。

しかし、一部地域では、集落営農組織等を立ち上げる集落もあり、その組織等に農地の集積を図り、地域の農地を保全しようとする取り組みも見られる。

3 農業経営基盤強化の方向

(1) 構造再編の方向

今治市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業を今後とも市の基幹的産業として振興し、若者が農業を魅力とやりがいのある職業として選択し得るよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

このため、今治市は、「今治農業振興地域整備計画」、「今治市水田農業ビジョン」、「果樹産地構造改革計画」、「酪農・肉用牛生産近代化計画」等との整合性に留意しつつ、効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じ、本市農業の健全な発展を図る。

具体的な経営の指標は、10年後に実現可能性のある目標とするため、市及び周辺市町に現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり概ね2,000時間）の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得概ね440万円）を確保したうえで、さらなる所得の向上に向けた取組に努め、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が本市における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

新規就農青年等の確保育成にあたっては、経営体の担い手としての能力、めざすべき経営体の姿を明らかにして推進することとし、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

また、自ら農業経営を開始しようとする青年等が目標とする具体的な経営の指標は、市及び周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得）とするとともに、農業法人等に就農しようとする青年等の農業従事態様は、農業法人等の中核を担う人材として育成していくことを目的とし、就農者として実践的な農業技術を習得した時点（就農後5年目）の年間農業従事日数、就業内容、役職を目標として設定する。

（2）構造再編の方法

今治市は、将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

- ① 今治市は、農業協同組合、農業委員会、愛媛県東予地方局産業経済部今治支局地域農業室、産地育成室、愛媛県東予家畜保健衛生所（以下、「愛媛県担当部局」という。）等が相互に連携して濃密な指導を行うため、「今治市農業再生協議会」（以下、「再生協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。
- ② さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、農業経営改善計画の自主的な作成が図られるよう指導する。
- ③ 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地集積促進員などによる掘り起こし活動を強化して、農業委員会等により農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。
- ④ これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地利用集積円滑化事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「法」という。）第4条第3項に規定する事業をいう。以下同じ。）、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第2条第3項に規定する事業をいう。以下同じ。）及び農地中間管理機構（機構法第4条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構をいう。以下同じ。）が行う特例事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

- ⑤ 水田農業等の土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の

認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下、「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の啓発及び本市独自のJA結集型農業生産法人等の周知に努め、集落営農を促進するため、指導、助言を行う。

- ⑥ さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、愛媛県担当部局の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入及びその産地形成を推進するとともに、消費者・実需者の多様なニーズに対応するため、生産・加工・流通の一体化等農業の6次産業化に向けた取組を積極的に促進する。
- ⑦ 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域体制が整ったものについては法人形態への誘導を図るものとする。
- ⑧ 中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を促すとともに、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落機能の維持に向けた話し合いを加速させる。
- ⑨ 女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場への参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。
- ⑩ 新規就農青年等の確保育成にあたっては、就農候補者の掘り起こしから就農、定着、経営改善に至る各段階に応じた、きめ細やかな施策を展開することとし、以下の取組を促進する。
 - (ア) 意欲ある青年農業者等を一人でも多く確保し、地域への定着を促進するため、農村青年のみでなく、農外からの新規参入者やUターン青年等を含め、幅広く就農を希望する人材の発掘に努めるとともに、農業体験や営農のための実務研修等就農に至る過程に対する一貫した支援活動を行う。
 - (イ) 営農形態や農業従事態様の多様化に対応した、効率的かつ安定的な経営体の担い手を育成するため、就農準備を経て実際に就農し、経営の基礎を十分に固める段階や、就農者として実践的な農業技術を習得するに至るまでの個別のプログラムを作成し、濃密な指導助言を行い、職業意識や経営理念、経営構想力、問題解決能力、管理能力、リーダーシップの確保開発に努める。
 - (ウ) 青年等が進んで就農できる環境づくりを推進するため、技術・経営・資金・農地・農村生活・仲間づくりや受入れ体制に関する情報の収集及び提供・相談活動を行う。
 - (エ) 若者が希望と誇りをもって就農できる気運と環境を醸成するため、農業問題や後継者問題等について協議し、対策を講じる支援活動の強化に努める。

- ⑪ 効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体として持続可能な農業経営が営めるよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業、非農家にも法その他の諸政策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくものとする。
- ⑫ 特に法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援により、認定農業者への農用地の利用集積を図ることはもちろん、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関・団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。
- ⑬ さらに地域の面的な広がりを対象とした国・県・市等による補助事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行うものとする。

4 支援措置

今治市は、再生協議会等において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を、関係機関・団体の協力を受けて行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【目標営農類型一覧表】

(詳細については、後掲の営農類型別指標に記載のとおり)

区 分			営 農 類 型		総栽培面積		
島 嶼 部 農 業 地 帯	個 別 経 営 体	土 地 利 用 型	柑橘主体	温州みかん + 中晩柑	1.3 ha		
				中晩柑 + 落葉果樹 (キウイフルーツ)	1.3 ha		
			温州みかん + 中晩柑 + 落葉果樹 (ブドウ)		1.2 ha		
			中晩柑 + 野菜 (アスパラガス)		1.2 ha		
	営 体	施 設 型	野菜主体	施設ミニトマト	0.2 ha		
			花き主体	施設切花 (トルコギキョウ等) + 中晩柑	1.1 ha		
陸 地 部 農 業 地 帯	個 別 経 営 体	土 地 利 用 型	作物主体	水稻 + 麦 + 大豆	16.5 ha		
				水稻 + レンコン	2.0 ha		
			柑橘主体	温州みかん + 中晩柑	1.5 ha		
				温州みかん + 中晩柑 + 落葉果樹 (キウイフルーツ)	1.4 ha		
			落葉果樹 主体	落葉果樹 (ナシ) + 水稻	0.8 ha		
			野菜主体	露地野菜 (スイカ、タマネギ) + 水稻	3.5 ha		
				露地野菜 (ダイコン、カボチャ) + 水稻	3.6 ha		
				サトイモ + 露地キュウリ + 水稻	4.1 ha		
			特用作物 主体	葉タバコ + 水稻 + ダイコン	2.3 ha		
			営 体	施 設 型	野菜主体	施設イチゴ + 水稻	0.8 ha
						キュウリ (施設・露地) + 水稻	2.5 ha
						施設ナス + キュウリ (施設・露地) + 水稻	1.6 ha
						甘長とうがらし (施設・露地) + 施設春菊 + 水稻	1.5 ha
	施設ミニトマト	0.2 ha					
	花き主体	施設切花 (切花類)			0.2 ha		
		施設切花 (バラ切花)			0.2 ha		
	施設鉢・苗物		0.3 ha				
	集 落 営 農	土 地 利 用 型	作物主体	水稻 + 麦 + タマネギ + 作業受託	28.0 ha		

	組織経営体	土地利用型	作物主体	麦	45.0ha
全域	個別経営体	畜産	畜産	酪農	40頭
				和牛肥育（肉専用種肥育）	65頭
				養豚（一貫）	2,000頭
				養鶏（採卵鶏）	30,000羽
				養鶏（ブロイラー）	260,000羽

*中晩柑の品種

（せとか、はれひめ、はるみ、愛媛果試第28号（紅まどんな）、不知火、伊予柑、甘平、レモン、カラ等）

1. 島嶼部農業地帯

1) 土地利用型

柑橘主体

営農類型	温州みかん + 中晩柑		
経営規模	<作付け面積>	1. 3 h a	
	<作付け内訳>	温州みかん	(特選品 0. 1 h a)
		中晩柑	(せとか 簡易施設 0. 1 h a)
		〃	(はれひめ 0. 2 h a)
		〃	(はるみ 0. 1 h a)
		〃	(愛媛果試第28号 簡易施設 0. 3 h a)
		〃	(不知火 0. 2 h a)
		〃	(レモン(露地) 0. 1 h a)
	未成園	(柑橘類 0. 2 h a)	
労働力	主たる従事者	1 人	
	補助従事者	1 人	
生産方式	<主要施設>	倉庫 (150 m ²)、簡易パイプハウス (3,000 m ²)、貯水槽一式	
	<主要農機具>	軽四トラック 1 台、小型管理機 1 台、動力噴霧機 1 台、草刈機 1 台、クローラー 1 台	
	<技術等>	温州みかんは特選品、はれひめはマルチ栽培、せとか・愛媛果試第28号は簡易施設栽培	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 		
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 		

柑橘主体

営農類型	中晩柑 + 落葉果樹 (キウイフルーツ)		
経営規模	<作付け面積>	1. 3 h a	
	<作付け内訳>	中晩柑	(せとか 簡易施設 0. 2 h a)
		〃	(はれひめ 0. 1 h a)
		〃	(はるみ 0. 1 h a)
		〃	(愛媛果試第28号 簡易施設 0. 2 h a)
		〃	(不知火 0. 1 h a)
		〃	(甘平 0. 2 h a)
		落葉果樹	(キウイフルーツ 特選品 0. 2 h a)
	未成園	(柑橘類 0. 2 h a)	
労働力	主たる従事者	1 人	
	補助従事者	1 人	
生産方式	<主要施設>	倉庫 (150 m ²)、簡易パイプハウス (4,000 m ²)、キウイ棚 (2,000m ²)、貯水槽一式	
	<主要農機具>	軽四トラック 1 台、小型管理機 1 台、動力噴霧機 1 台、草刈機 1 台、クローラー 1 台	
	<技術等>	キウイフルーツは特選品、はれひめはマルチ栽培、せとか・愛媛果試第28号は簡易施設栽培	
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 		
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 		

柑橘主体

営農類型	温州みかん + 中晩柑 + 落葉果樹 (ブドウ)																								
経営規模	<p><作付け面積> 1. 2 h a</p> <p><作付け内訳></p> <table border="0"> <tr> <td>温州みかん</td> <td>(特選品)</td> <td>0. 1 h a)</td> </tr> <tr> <td>中晩柑</td> <td>(はれひめ)</td> <td>0. 2 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(はるみ)</td> <td>0. 1 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(愛媛果試第28号 簡易施設)</td> <td>0. 2 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(不知火)</td> <td>0. 1 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(甘平)</td> <td>0. 2 h a)</td> </tr> <tr> <td>落葉果樹</td> <td>(ブドウ (無加温))</td> <td>0. 1 h a)</td> </tr> <tr> <td>未成園</td> <td>(柑橘類)</td> <td>0. 2 h a)</td> </tr> </table>	温州みかん	(特選品)	0. 1 h a)	中晩柑	(はれひめ)	0. 2 h a)	〃	(はるみ)	0. 1 h a)	〃	(愛媛果試第28号 簡易施設)	0. 2 h a)	〃	(不知火)	0. 1 h a)	〃	(甘平)	0. 2 h a)	落葉果樹	(ブドウ (無加温))	0. 1 h a)	未成園	(柑橘類)	0. 2 h a)
温州みかん	(特選品)	0. 1 h a)																							
中晩柑	(はれひめ)	0. 2 h a)																							
〃	(はるみ)	0. 1 h a)																							
〃	(愛媛果試第28号 簡易施設)	0. 2 h a)																							
〃	(不知火)	0. 1 h a)																							
〃	(甘平)	0. 2 h a)																							
落葉果樹	(ブドウ (無加温))	0. 1 h a)																							
未成園	(柑橘類)	0. 2 h a)																							
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人																								
生産方式	<p><主要施設> 倉庫 (150 m²)、簡易パイプハウス (2,000 m²)、ブドウ施設 (1,000m²)、貯水槽一式</p> <p><主要農機具> 軽四トラック 1台、小型管理機 1台、動力噴霧機 1台、草刈機 1台、クローラー1台</p> <p><技術等> 温州みかんは特選品、はれひめはマルチ栽培、愛媛果試第28号は簡易施設栽培</p>																								
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施 青色申告の実施 																								
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 																								

柑橘主体

営農類型	中晩柑 + 野菜 (アスパラガス)																								
経営規模	<p><作付け面積> 1. 2 h a</p> <p><作付け内訳></p> <table border="0"> <tr> <td>中晩柑</td> <td>(せとか 簡易施設)</td> <td>0. 2 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(はれひめ)</td> <td>0. 1 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(はるみ)</td> <td>0. 2 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(愛媛果試第28号 簡易施設)</td> <td>0. 2 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(不知火)</td> <td>0. 1 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(甘平)</td> <td>0. 1 h a)</td> </tr> <tr> <td>野菜</td> <td>(アスパラガス)</td> <td>0. 1 h a)</td> </tr> <tr> <td>未成園</td> <td>(柑橘類)</td> <td>0. 2 h a)</td> </tr> </table>	中晩柑	(せとか 簡易施設)	0. 2 h a)	〃	(はれひめ)	0. 1 h a)	〃	(はるみ)	0. 2 h a)	〃	(愛媛果試第28号 簡易施設)	0. 2 h a)	〃	(不知火)	0. 1 h a)	〃	(甘平)	0. 1 h a)	野菜	(アスパラガス)	0. 1 h a)	未成園	(柑橘類)	0. 2 h a)
中晩柑	(せとか 簡易施設)	0. 2 h a)																							
〃	(はれひめ)	0. 1 h a)																							
〃	(はるみ)	0. 2 h a)																							
〃	(愛媛果試第28号 簡易施設)	0. 2 h a)																							
〃	(不知火)	0. 1 h a)																							
〃	(甘平)	0. 1 h a)																							
野菜	(アスパラガス)	0. 1 h a)																							
未成園	(柑橘類)	0. 2 h a)																							
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人																								
生産方式	<p><主要施設> 倉庫 (150 m²)、簡易パイプハウス (4,000 m²)、貯水槽一式</p> <p><主要農機具> 軽四トラック 1台、小型管理機 1台、動力噴霧機 1台、草刈機 1台、クローラー 1台</p> <p><技術等> はれひめはマルチ栽培、せとか・愛媛果試第28号・アスパラガスは簡易施設栽培</p>																								
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施 青色申告の実施 																								
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 																								

2) 施設型

野菜主体

営農類型	施設ミニトマト
経営規模	<作付け面積> 0.2ha <作付け内訳> ミニトマト 0.2ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 倉庫(150㎡)、パイプハウス(2,000㎡)、貯水槽一式 <主要農機具> 温風暖房機2台、トラクター(15ps)1台、管理機1台、灌水ポンプ1台、 軽四トラック1台、動力噴霧機1台、草刈機1台 <技術等> 加温栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

花き主体

営農類型	施設切花(トルコギキョウ等) + 中晩柑
経営規模	<作付け面積> 1.1ha <作付け内訳> 施設切花(トルコギキョウ 0.03ha) " (ヒマワリ 0.1ha) " (スターチス 0.03ha) 中晩柑(はれひめ 0.25ha) " (はるみ 0.2ha) " (愛媛果試第28号 簡易施設 0.25ha) 未成園(柑橘類 0.2ha)
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生産方式	<主要施設> 倉庫(150㎡)、冷蔵庫(10㎡)、パイプハウス(3,000㎡)、貯水槽一式 <主要農機具> 軽四トラック1台、小型管理機1台、動力噴霧機1台、灌水ポンプ1台、運搬車1台、温風暖房機1台、草刈機1台 <技術等> トルコギキョウは苗冷蔵を取り入れた周年栽培、二度切りで採花本数を高める。ヒマワリは根域制限栽培、はれひめはマルチ栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

2. 陸地部農業地帯

1) 土地利用型

作物主体

営農類型	水稲 + 麦 + 大豆
経営規模	<作付け面積> 16.5 ha <作付け内訳> 水稲(早期栽培) 5.5 ha " (普通期栽培) 5.5 ha 裸麦(ドリル) 4.5 ha 大豆 1.0 ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 機械格納庫(75 m ²)、倉庫(150 m ²) <主要農機具> トラクター(30 ps)1台、田植機(乗用6条)1台、自脱型コンバイン(乗用4条)1台、水田ハロー(2m)1台、草刈機1台、ロータリーシーダー(6条)1台、鎮圧ローラー(1.8m)1台、普通トラック(2t)1台、動力噴霧機1台、動力散布機1台 <技術等> 水稲(高速施肥田植機) 裸麦(ドリル播き)
経営管理の方法	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

作物主体

営農類型	水稲 + レンコン
経営規模	<作付け面積> 2.0 ha <作付け内訳> 水稲(普通期栽培) 1.1 ha レンコン 0.9 ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 倉庫(150 m ²) <主要農機具> トラクター(25 ps)1台、自脱型コンバイン(2条)1台、田植機(乗用4条)1台、軽四トラック1台、動力散布機1台、動力噴霧機1台、草刈機1台、運搬車1台、油圧シャベル1台 <技術等> 掘採り機械導入
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

柑橘主体

営農類型	温州みかん + 中晩柑																
経営規模	<p><作付け面積> 1. 5 h a</p> <p><作付け内訳></p> <table border="0"> <tr> <td>温州みかん (特選品)</td> <td>0. 1 h a)</td> </tr> <tr> <td>中晩柑 (はれひめ)</td> <td>0. 2 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃 (はるみ)</td> <td>0. 2 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃 (甘平)</td> <td>0. 2 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃 (不知火)</td> <td>0. 1 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃 (伊予柑 特選品)</td> <td>0. 2 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃 (施設 愛媛果試第28号)</td> <td>0. 3 h a)</td> </tr> <tr> <td>未成園 (柑橘類)</td> <td>0. 2 h a)</td> </tr> </table>	温州みかん (特選品)	0. 1 h a)	中晩柑 (はれひめ)	0. 2 h a)	〃 (はるみ)	0. 2 h a)	〃 (甘平)	0. 2 h a)	〃 (不知火)	0. 1 h a)	〃 (伊予柑 特選品)	0. 2 h a)	〃 (施設 愛媛果試第28号)	0. 3 h a)	未成園 (柑橘類)	0. 2 h a)
温州みかん (特選品)	0. 1 h a)																
中晩柑 (はれひめ)	0. 2 h a)																
〃 (はるみ)	0. 2 h a)																
〃 (甘平)	0. 2 h a)																
〃 (不知火)	0. 1 h a)																
〃 (伊予柑 特選品)	0. 2 h a)																
〃 (施設 愛媛果試第28号)	0. 3 h a)																
未成園 (柑橘類)	0. 2 h a)																
労働力	<p>主たる従事者 1人</p> <p>補助従事者 1人</p>																
生産方式	<p><主要施設></p> <p>倉庫 (150 m²)、柑橘施設 (3,000 m²)、貯水槽一式</p> <p><主要農機具></p> <p>軽四トラック 1台、小型管理機 1台、動力噴霧機 1台、草刈機 1台、クローラー 1台</p> <p><技術等></p> <p>温州みかん・伊予柑は特選品、はれひめはマルチ栽培、愛媛果試第28号は施設栽培</p>																
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 																
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 																

柑橘主体

営農類型	温州みかん + 中晩柑 + 落葉果樹 (キウイフルーツ)																		
経営規模	<p><作付け面積> 1. 4 h a</p> <p><作付け内訳></p> <table border="0"> <tr> <td>温州みかん (特選品)</td> <td>0. 1 h a)</td> </tr> <tr> <td>中晩柑 (はれひめ)</td> <td>0. 2 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃 (はるみ)</td> <td>0. 1 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃 (施設 愛媛果試第28号)</td> <td>0. 3 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃 (不知火)</td> <td>0. 1 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃 (伊予柑 特選品)</td> <td>0. 1 h a)</td> </tr> <tr> <td>〃 (施設 せとか)</td> <td>0. 1 h a)</td> </tr> <tr> <td>落葉果樹 (キウイフルーツ 特選品)</td> <td>0. 2 h a)</td> </tr> <tr> <td>未成園 (柑橘類)</td> <td>0. 2 h a)</td> </tr> </table>	温州みかん (特選品)	0. 1 h a)	中晩柑 (はれひめ)	0. 2 h a)	〃 (はるみ)	0. 1 h a)	〃 (施設 愛媛果試第28号)	0. 3 h a)	〃 (不知火)	0. 1 h a)	〃 (伊予柑 特選品)	0. 1 h a)	〃 (施設 せとか)	0. 1 h a)	落葉果樹 (キウイフルーツ 特選品)	0. 2 h a)	未成園 (柑橘類)	0. 2 h a)
温州みかん (特選品)	0. 1 h a)																		
中晩柑 (はれひめ)	0. 2 h a)																		
〃 (はるみ)	0. 1 h a)																		
〃 (施設 愛媛果試第28号)	0. 3 h a)																		
〃 (不知火)	0. 1 h a)																		
〃 (伊予柑 特選品)	0. 1 h a)																		
〃 (施設 せとか)	0. 1 h a)																		
落葉果樹 (キウイフルーツ 特選品)	0. 2 h a)																		
未成園 (柑橘類)	0. 2 h a)																		
労働力	<p>主たる従事者 1人</p> <p>補助従事者 1人</p>																		
生産方式	<p><主要施設></p> <p>倉庫 (150 m²)、施設 (3,000 m²)、キウイ棚 (2,000m²)、貯水槽一式</p> <p><主要農機具></p> <p>軽四トラック 1台、小型管理機 1台、動力噴霧機 1台、草刈機 1台、クローラー 1台</p> <p><技術等></p> <p>温州みかん・伊予柑・キウイフルーツは特選品、はれひめはマルチ栽培、せとか・愛媛果試第28号は施設栽培</p>																		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・青色申告の実施 																		
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 																		

落葉果樹主体

営農類型	落葉果樹（ナシ） + 水稲
経営規模	<作付け面積> 0.8ha <作付け内訳> ナシ 0.4ha 水稲（普通期栽培） 0.4ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 倉庫（150㎡）、ナシ棚（4,000㎡）、貯水槽一式 <主要農機具> 運搬車1台、管理機1台、動力噴霧機1台、スピードスプレーヤー1台、草刈機1台、トラクター（25ps）1台、自脱型コンバイン（2条）1台、田植機（乗用4条）1台、軽四トラック1台、動力散布機1台 <技術等> 防除はスピードスプレーヤーを使用
経営管理の方法	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

野菜主体

営農類型	露地野菜（スイカ+タマネギ） + 水稲
経営規模	<作付け面積> 3.5ha <作付け内訳> スイカ（露地） 0.5ha タマネギ 1.5ha 水稲（早期栽培） 1.0ha 水稲（普通期栽培） 0.5ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生産方式	<主要施設> 倉庫（150㎡） <主要農機具> トラクター（25ps）1台、自脱型コンバイン（2条）1台、田植機（乗用4条）1台、動力散布機1台、軽四トラック1台、動力噴霧機1台、草刈機1台、運搬車1台、タマネギ移植機1台、タマネギ収穫機1台 <技術等> 露地栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

野菜主体

営農類型	露地野菜（ダイコン+カボチャ） + 水稻						
経営規模	<作付け面積> 3.6 ha <作付け内訳> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">ダイコン</td> <td style="width: 20%;">1.0 ha</td> </tr> <tr> <td>カボチャ</td> <td>0.6 ha</td> </tr> <tr> <td>水稻（普通期栽培）</td> <td>2.0 ha</td> </tr> </table>	ダイコン	1.0 ha	カボチャ	0.6 ha	水稻（普通期栽培）	2.0 ha
ダイコン	1.0 ha						
カボチャ	0.6 ha						
水稻（普通期栽培）	2.0 ha						
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人						
生産方式	<主要施設> 倉庫（150 m ² ） <主要農機具> 運搬車1台、管理機1台、動力噴霧機1台、軽四トラック1台、トラクター（25 ps）1台、自脱型コンバイン（2条）1台、田植機（乗用4条）1台、動力散布機1台、草刈機1台、大根洗浄機1台、 <技術等> 露地野菜						
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施						
農業従事の態様	・休日制の導入						

野菜主体

営農類型	サトイモ + 露地キュウリ + 水稻						
経営規模	<作付け面積> 4.1 ha <作付け内訳> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">サトイモ</td> <td style="width: 20%;">1.0 ha</td> </tr> <tr> <td>露地キュウリ</td> <td>0.1 ha</td> </tr> <tr> <td>水稻（普通期栽培）</td> <td>3.0 ha</td> </tr> </table>	サトイモ	1.0 ha	露地キュウリ	0.1 ha	水稻（普通期栽培）	3.0 ha
サトイモ	1.0 ha						
露地キュウリ	0.1 ha						
水稻（普通期栽培）	3.0 ha						
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人						
生産方式	<主要施設> 倉庫（150 m ² ）、作業場（150 m ² ） <主要農機具> トラクター（25 ps）1台、自脱型コンバイン（2条）1台、田植機（乗用4条）1台、動力散布機1台、管理機1台、普通トラック1台、動力噴霧機1台、草刈機1台、運搬車1台、サトイモ根切機1台 <技術等> 露地野菜						
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施						
農業従事の態様	・休日制の導入						

特用作物主体

営農類型	葉たばこ + 水稻 + ダイコン
経営規模	<p><作付け面積> 2.3ha</p> <p><作付け内訳> 葉たばこ 1.0ha 水稻（普通期栽培） 1.0ha ダイコン 0.3ha</p>
労働力	<p>主たる従事者 1人</p> <p>補助従事者 1人</p>
生産方式	<p><主要施設> 倉庫（150 m²）、作業場（150 m²）</p> <p><主要農機具> トラクター（25 ps）1台、自脱型コンバイン（2条）1台、田植機（乗用4条）1台、動力散布機1台、管理機1台、普通トラック1台、動力噴霧機1台、たばこ移植機1台、たばこ乾燥機1台、たばこ編機1台、梱包機1台、草刈機1台、運搬車1台、大根洗浄機1台</p> <p><技術等> 葉たばこ（機械移植、育苗は委託）</p>
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

2) 施設型

野菜主体

営農類型	施設イチゴ + 水稻		
経営規模	<作付け面積>	0.8 ha	
	<作付け内訳>	施設イチゴ (高設)	0.2 ha
		水稻 (普通期栽培)	0.6 ha
労働力	主たる従事者	1人	
	補助従事者	1人	
生産方式	<主要施設> 倉庫 (150 m ²)、パイプハウス (2,000 m ²)、高設栽培用プラント一式 <主要農機具> 温風暖房機 2台、管理機 1台、灌水ポンプ 1台、軽四トラック 1台、動力噴霧器 1台、草刈機 1台、トラクター (25 ps) 1台、自脱型コンバイン (2条) 1台、田植機 (乗用 4条) 1台、動力散布機 1台、 <技術等> イチゴはポット自家育苗、加温・高設栽培		
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施		
農業従事の態様	・休日制の導入		

野菜主体

営農類型	キュウリ (露地・施設) + 水稻		
経営規模	<作付け面積>	2.5 ha	
	<作付け内訳>	露地キュウリ	0.2 ha
		施設キュウリ (半促成)	0.15 ha
		(抑制)	0.15 ha
		水稻 (普通期栽培)	2.0 ha
労働力	主たる従事者	1人	
	補助従事者	2人	
生産方式	<主要施設> 倉庫 (150 m ²)、パイプハウス (2,000 m ²) <主要農機具> 温風暖房機 2台、管理機 1台、灌水ポンプ 1台、軽四トラック 1台、動力噴霧機 1台、草刈機 1台、トラクター (25 ps) 1台、自脱型コンバイン (2条) 1台、田植機 (乗用 4条) 1台、動力散布機 1台 <技術等> 加温栽培		
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施		
農業従事の態様	・休日制の導入		

野菜主体

営農類型	施設ナス + キュウリ（露地・施設） + 水稲								
経営規模	<p><作付け面積> 1. 6 h a</p> <p><作付け内訳></p> <table border="0"> <tr> <td>施設ナス（半促成）</td> <td>0. 2 5 h a</td> </tr> <tr> <td>露地キュウリ</td> <td>0. 1 5 h a</td> </tr> <tr> <td>施設キュウリ（抑制）</td> <td>0. 1 5 h a</td> </tr> <tr> <td>水稲（普通期栽培）</td> <td>1. 0 h a</td> </tr> </table>	施設ナス（半促成）	0. 2 5 h a	露地キュウリ	0. 1 5 h a	施設キュウリ（抑制）	0. 1 5 h a	水稲（普通期栽培）	1. 0 h a
施設ナス（半促成）	0. 2 5 h a								
露地キュウリ	0. 1 5 h a								
施設キュウリ（抑制）	0. 1 5 h a								
水稲（普通期栽培）	1. 0 h a								
労働力	<p>主たる従事者 1 人</p> <p>補助従事者 2 人</p>								
生産方式	<p><主要施設></p> <p>倉庫（150 m²）、パイプハウス（3,000 m²）</p> <p><主要農機具></p> <p>温風暖房機 3 台、管理機 1 台、灌水ポンプ 1 台、軽四トラック 1 台、動力噴霧機 1 台、草刈機 1 台、トラクター（25 ps）1 台、自脱型コンバイン（2 条）1 台、田植機（乗用 4 条）1 台、動力散布機 1 台</p> <p><技術等></p> <p>加温栽培</p>								
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 								
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 								

野菜主体

営農類型	甘長とうがらし（施設・露地） + 施設春菊 + 水稲						
経営規模	<p><作付け面積> 1. 5 h a</p> <p><作付け内訳></p> <table border="0"> <tr> <td>甘長とうがらし（施設・露地）</td> <td>0. 3 h a</td> </tr> <tr> <td>施設春菊</td> <td>0. 2 h a</td> </tr> <tr> <td>水稲（普通期栽培）</td> <td>1. 0 h a</td> </tr> </table>	甘長とうがらし（施設・露地）	0. 3 h a	施設春菊	0. 2 h a	水稲（普通期栽培）	1. 0 h a
甘長とうがらし（施設・露地）	0. 3 h a						
施設春菊	0. 2 h a						
水稲（普通期栽培）	1. 0 h a						
労働力	<p>主たる従事者 1 人</p> <p>補助従事者 1 人</p>						
生産方式	<p><主要施設></p> <p>倉庫（150 m²）、作業場（150 m²）、パイプハウス（2,000 m²）</p> <p><主要農機具></p> <p>トラクター（25 ps）1 台、自脱型コンバイン（2 条）1 台、田植機（乗用 4 条）1 台、動力散布機 1 台、管理機 1 台、普通トラック 1 台、動力噴霧機 1 台、草刈機 1 台、運搬車 1 台、</p> <p><技術等></p> <p>甘長とうがらしの施設栽培は防虫ネット、露地栽培は灌水チューブ</p>						
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 						
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 						

野菜主体

営農類型	施設ミニトマト
経営規模	<作付け面積> 0.2ha <作付け内訳> 施設ミニトマト 0.2ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 倉庫 (150 m ²)、パイプハウス (2,000 m ²) <主要農機具> 温風暖房機 2 台、トラクター (15 ps) 1 台、管理機 1 台、灌水ポンプ 1 台、 軽四トラック 1 台、動力噴霧機 1 台、草刈機 1 台 <技術等> 加温栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

花き主体

営農類型	施設切花 (切花類)
経営規模	<作付け面積> 0.2ha <作付け内訳> 施設切花 (トルコギキョウ 0.1ha) " (デルフィニウム 0.07ha) " (スターチス 0.07ha)
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生産方式	<主要施設> 倉庫 (150 m ²) 冷蔵庫 (10 m ²)、パイプハウス (2,000 m ²) <主要農機具> 軽四トラック 1 台、動力噴霧機 1 台、暖房機 2 台、灌水ポンプ 1 台、草刈機 1 台 <技術等> ・加温栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

花き主体

営農類型	施設切花 (バラ切花)
経営規模	<作付け面積> 0.2ha <作付け内訳> バラ 0.2ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生産方式	<主要施設> 鉄骨温室 (2,000 m ²)、倉庫 (150 m ²)、冷蔵庫 (10 m ²) <主要農機具> 環境制御装置 1 台、灌水ポンプ 1 台、温風暖房機 2 台、自動防除機 2 台、炭 酸ガス装置 1 台、温湯機 1 台、自動カーテン装置一式、くん煙蒸散機 1 セッ ト、軽四トラック 1 台、動力噴霧機 1 台 <技術等> バラは水耕栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

花き主体

営農類型	施設鉢・苗物								
経営規模	<p><作付け面積> 0.3 ha</p> <p><作付け内訳></p> <table> <tr> <td>鉢物 (山野草)</td> <td>0.05 ha</td> </tr> <tr> <td>〃 (プリムラ)</td> <td>0.05 ha</td> </tr> <tr> <td>〃 (山アジサイ)</td> <td>0.05 ha</td> </tr> <tr> <td>苗物 (パンジー)</td> <td>0.15 ha</td> </tr> </table>	鉢物 (山野草)	0.05 ha	〃 (プリムラ)	0.05 ha	〃 (山アジサイ)	0.05 ha	苗物 (パンジー)	0.15 ha
鉢物 (山野草)	0.05 ha								
〃 (プリムラ)	0.05 ha								
〃 (山アジサイ)	0.05 ha								
苗物 (パンジー)	0.15 ha								
労働力	<p>主たる従事者 1人</p> <p>補助従事者 2人</p>								
生産方式	<p><主要施設></p> <p>鉄骨ハウス (3,000 m²)、倉庫 (150 m²)</p> <p><主要農機具></p> <p>灌水ポンプ1台、動力噴霧機1台、温風暖房機3台、普通トラック1台、液肥混入機1台、用土混合機1台、ベンチ・底面給水設備一式</p> <p><技術等></p> <p>底面給水栽培</p>								
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施 青色申告の実施 								
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 								

3) 集落営農 (土地利用型)

作物主体

営農類型	水稲 + 麦 + タマネギ + 作業受託										
経営規模	<p><作付け面積> 28.0 ha</p> <p><作付け内訳></p> <table> <tr> <td>水稲 (早期栽培)</td> <td>5.0 ha</td> </tr> <tr> <td>〃 (普通期栽培)</td> <td>5.0 ha</td> </tr> <tr> <td>裸麦 (ドリル)</td> <td>5.0 ha</td> </tr> <tr> <td>タマネギ</td> <td>1.0 ha</td> </tr> <tr> <td>作業受託</td> <td>12.0 ha</td> </tr> </table>	水稲 (早期栽培)	5.0 ha	〃 (普通期栽培)	5.0 ha	裸麦 (ドリル)	5.0 ha	タマネギ	1.0 ha	作業受託	12.0 ha
水稲 (早期栽培)	5.0 ha										
〃 (普通期栽培)	5.0 ha										
裸麦 (ドリル)	5.0 ha										
タマネギ	1.0 ha										
作業受託	12.0 ha										
労働力	構成人数 集落の1/2										
生産方式	<p><主要施設></p> <p>機械格納庫 (75 m²)、倉庫 (150 m²)</p> <p><主要農機具></p> <p>トラクター (50 ps) 1台、田植機 (乗用6条) 1台、自脱型コンバイン (乗用3条) 1台、水田ハロー (2 m) 1台、草刈機1台、ロータリーシーダー (6条) 1台、鎮圧ローラー (1.8 m) 1台、普通トラック (2 t) 1台、軽四トラック1台、動力噴霧機1台、動力散布機1台、タマネギ移植機1台、タマネギ収穫機1台</p> <p><技術等></p> <p>水稲 (高速施肥田植機)</p> <p>麦 (ドリル播き)</p>										
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施 青色申告の実施 										
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 										

4) 組織経営体 (土地利用型)

作物主体

営農類型	表
経営規模	<作付け面積> 45.0 ha <作付け内訳> 裸麦(ドリル) 45.0 ha
労働力	構成人数 主たる従事者 5人 補助従事者 15人
生産方式	<主要施設> 共同利用施設 (ライスセンター) <主要農機具> 汎用コンバイン2台、トラクター2台、普通トラック2台、動力噴霧機2台 <技術等> 裸麦 (ドリル播き)
経営管理の方法	・JAによる経理面の支援を図る。(JAサポート型農業生産法人)
農業従事の態様	・労働環境の快適化を進めるため農作業改善を図る。

3. 全域

<個別経営体>

畜産

営農類型	酪農 + 水稻
経営規模	<飼養頭数> 牛 40頭 <作付面積> 水稻 1.0ha 飼料作物 4.0ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 搾乳牛舎437㎡、育成牛舎200㎡、堆肥舎180㎡、尿溜106㎡、飼料タンク(5t用)、サイロ角形30柵、農機用具 <主要農機具> パイプラインミルクカー4ユニット、バルククーラー(1,500L)1台、バークリーナー1台、給湯器(200L)1台、ウォーターカップ(20)、給水層2台、係留装置40セット、牛床マット(40)、配餌車2台、トラクター(43ps)1台、トラック(2t)1台、マニュアルスプレッダー(2.6t)1台、バキュームカー(1.8t)1台、プラウ1台、ディスクハロー1台、ブロードキャスター(480L)1台、コーンプランター(2条用)1台、ローラー(2.4m)1台、スーパーカー1台、テッドレーキ(3m)1台、ロールベアラー(90cm)1台、トラクター(15ps)1台、自脱型コンバイン(2条)1台、田植機(乗用4条)1台、耕耘機(8.5ps)1台、動力散布機1台 <技術等> バークリーナー、パイプライン利用
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施 青色申告の実施
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 ヘルパー制度の活用等による労働の軽減

畜産

営農類型	和牛肥育(肉専用種肥育)
経営規模	<飼養頭数> 100頭 (出荷頭数 65頭) <作付面積> 飼料作物 2.0ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 牛舎、堆肥舎、飼料タンク、農具舎 <主要農機具> 飼料カッター1台、配餌車2台、牛衝器(1t用)、シャベルローダー、トラック1台、トラクター2台、マニュアルスプレッダー1台、プラウ1台、ディスクハロー1台、モアコンディショナー1台、ヘイテッド1台 <技術等> 黒毛和種去勢牛280kg約9ヶ月齢を導入し、29ヶ月齢で出荷
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施 青色申告の実施
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

畜産

営農類型	養豚（一貫経営）
経営規模	<飼養頭数> 母豚 100頭 （出荷頭数 2,000頭）
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 繁殖豚舎、育成豚舎、肥育豚舎、農舎、堆肥舎、尿貯留槽、糞尿処理施設 <主要農機具> 自動給餌システム一式、ストール枠、自動配合器、換気扇、2tトラック、ショベルカー1台、動力噴霧機、自動集糞機一式、カーテン一式 <技術等> 分娩豚房（高床式で21日離乳）、肥育（雌豚別飼い、ウェットフィーディング、LWD3元交配）
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

畜産

営農類型	養鶏（採卵鶏）
経営規模	<飼養頭羽数> 成鶏 30,000羽 育成 15,000羽
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 中・大雛舎300㎡、成鶏舎600㎡、管理舎50㎡、鶏糞置場100㎡、鶏糞乾燥施設900㎡ <主要農機具> 中・大雛舎ゲージ施設一式、成鶏ゲージ施設一式、空調施設一式、空気施設一式、給餌施設一式、除糞施設一式、カーテン施設一式、収卵施設一式、給水機一式、育成配餌車1台、トラック1台、ボブキャット1台、シャベルローダー1台 <技術等> 40日齢導入、140日齢成鶏操入、22ヶ月齢オールアウト
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

畜産

営農類型	養鶏（ブロイラー）
経営規模	<飼養羽数> 65,000羽 （出荷羽数 260,000羽）
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 鶏舎、関連施設 <主要農機具> 電気設備一式、機械設備一式、飼料タンク、自動給餌機、自動給水機、温水ボイラー、温水循環ポンプ、ショベルローダー、トラック2t、高圧洗浄機 <技術等> 平飼い オールイン／オールアウト方式
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

今治市における第1に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標に示す規模とする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

- 1 上記第2及び第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
20.6%	<p>※ 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標」は、個別経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については、耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については、耕起、は種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。</p> <p>※当該目標は、「担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の実現」という国全体の目標を踏まえた目標であり、農業経営基盤強化促進事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等を積極的に活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の面的集積の割合を高めるよう努めるものとする。</p> <p>※目標年次はおおむね10年後とする。</p>

○効率的かつ安定的な農業経営に対する面的集積についての目標

今治市は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、その経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自

然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、今治市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて適切な措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

今治市は、愛媛県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

今治市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ⑧ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、今治市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図られるよう努めるものとする。更に、今治市は農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

以下、各個別事業ごとについて述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（ウ）までに掲げる要件のすべてを備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）、（イ）に掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を行う場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又は、その他の使用及び利益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあたっては、（ア）に掲げる要件）の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で 利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 3 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、機構法第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体または独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権等を受け、又は農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号。以下、「政令」という。）第 3 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定を行うため利用権の設定を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地すべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を行うため当該農業生産法人の構成員

が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 今治市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省構造改善局長通知。以下、「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 今治市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を行う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 今治市の農用地利用集積計画は、次により策定する。

区 分	農用地利用計画策定期期
1. 利用権の設定	・ 毎年4回 2月（3月を始期とするもの） 5月（6月を始期とするもの） 8月（9月を始期とするもの） 11月（12月を始期とするもの）
2. 利用権の移転	・ 毎月中旬に1回
3. 所有権の移転	・ 毎月中旬に1回

なお、今治市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認める時は、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 今治市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き

続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）申請及び申出

- ① 今治市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、今治市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 今治市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出るものとする。
- ④ 今治市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、（４）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

（６）農用地利用集積計画の作成

- ① 今治市は、（５）の①の規定による農業委員会から要請のあった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 今治市は、（５）の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、今治市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 今治市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の

位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して、定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定めるものである場合については、賃借権又は使用貸借による権利設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）その支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が、毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下、「規則」という。）第1条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、同意市町の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し、撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営状況

(8) 同意

今治市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃

借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

今治市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（5）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（7）の①から⑥までに掲げる事項を今治市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

今治市が、（9）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けたものの責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効果的に利用するよう努めなければならない。

(12) 租税公課の負担区分

利用権設定が行われた場合、租税公課等の負担区分は次のとおりとする。

区分	固定資産税等租税	農業災害共済掛金及び賦課金	部落協議費、土木水利費、その他
1. 利用権の設定又は移転	貸し手	借り手	貸し手、借り手両者の協議による。
2. 所有権の移転	売り手、買い手両者の協議による。		

(13) 農業委員会への報告

今治市は、解除条件付の賃貸借または使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合には、その写しを今治市農業委員会に提出するものとする。

(14) 紛争の処理

今治市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(15) 農用地利用集積計画の取消し等

① 今治市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより、賃貸借又は使用貸借によ

る権利の設定を受けた（１）の④に規定する者（法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 今治市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 今治市は、②の規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を今治市の掲示板への掲示により公告する。

④ 今治市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 今治市農業委員会は、②の規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の活用を図るものとする。今治市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 今治市は、市域において農地利用集積円滑化事業を行う越智今治農業協同組合との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって同農業協同組合が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 今治市、農業委員会、農業協同組合は、権利調整の委任代理並びに再分配機能を活かした農地利用集積円滑化事業を促進するために、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

今治市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項について実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域を区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。

- ③ 今治市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の受託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下、「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下、「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 今治市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下、「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下、「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用

地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところ従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 今治市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 今治市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、愛媛県担当部局、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

今治市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合のその他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託あっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施

設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

今治市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

愛媛県担当部局、農業委員会、農業協同組合、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、農地利用集積円滑化団体等と連携しながら、就農相談会を開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

青年就農給付金事業（準備型）認定研修機関、愛媛県担当部局、農業協同組合等と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために今治市青年農業者協議会への参加を促すとともに、いまばり農業者会議との交流の機会を設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる指導に限らず、農業協同組合等が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供等により、きめ細やかな支

援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へ導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、就農後の営農指導、農地の確保等については、再生協議会、愛媛県担当部局、農業委員会、農業協同組合、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、農地利用集積円滑化団体等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事項

- (1) 今治市は県下一円を区域として、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人えひめ農林漁業振興機構とともに、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 今治市、再生協議会、農業委員会、農業協同組合、農地集積円滑化団体等は、農地中間管理機構が行う中間管理・再配分機構を生かした農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

今治市は1から7に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 今治市は、担い手及び集落営農組織の育成、支援を行いながら、地域の土地利用の見直しを通じた農用地の面的集積を図り、望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

イ 今治市は、安全かつ安心で高品位な農産物の生産を進め、環境にやさしい農業を目指していく上で必要な技術の向上のために資するよう努める。

ウ 今治市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

今治市は、再生協議会、農業委員会、愛媛県担当部局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年間にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、連携を図りながら協力するように努めるものとし、今治市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

今治市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積を図り、農業生産の維持・発展に取り組んできたところであるが、第1の2で述べたような課題が山積しており、今後10年間においては、島嶼部をはじめとする市内全域において高齢化による離農等がさらに進行し、作り手のいない農地が増大することが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手を増やすとともに、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

このため、農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）は、地域の農業事情に精通しているとともに、今治市、愛媛県担当部局、農業委員会、農業協同組合等関係機関及び関係団体と連携しながら、先に述べた課題に取り組むことができる者とする。

2 区域の基準

今治市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた全域を対象として行うことを基本とする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

（1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、愛媛県農業会議、今治市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、今治市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、市から承認を得るものとする。
- ② 今治市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - (エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、愛媛県農業会議、今治市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
 - (キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 今治市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 今治市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を今治市の掲示板への掲示により公告する。

- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 今治市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 今治市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 今治市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人)でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 今治市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を今治市の掲示板への掲示により公告する。

(4) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(5) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」(平成21年12月11日付け21経営第4531号経営局長通知)第1の2の(6)のアの(ウ)に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
 - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
 - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た

内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。
この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(6) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(7) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、愛媛県担当部局、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(8) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体が事業を実施するにあたっては、今治市はもとより、愛媛県担当部局、農業委員会、農業協同組合等の関係機関及び関係団体と連携して実施するものとする。

また、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業及びその他農地流動化関連施策との連携を図るものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成23年10月18日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 年 月 日から施行する。

(参考様式)

農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進事業による利用権設定申出書)

(宛先) 今治市長

平成 年 月 日

1 各筆明細

整理 番号	利用権の設定を受ける者の 氏名又は名称及び住所(A)			(氏名又は名称)						(住 所)						
	利用権を設定する者の氏名 又は名称及び住所(B)			(氏名又は名称)						(住 所)						
利用権を設定する土地(C)				設定する利用権(D)						利用権設定等促進事業 の成立により成立する 利用権の設定等に係る 当事者間の法律関係(E)	利用権を設定する土地の(B)以外の権原者等(F)				備考	
所 在			現況 地目	面 積 ㎡	利用権 の種類	内 容	始 期	存続期間 (終期)	借 賃 円		借 賃 の 支払方法	住 所	氏名又は 名 称	権原の 種 類		同意印
大字	字	地番														
この計画に同意する。																
権利の設定を受ける者				(住 所) (同 上)						(氏名又は名称) _____ ㊟						
権利の設定をする者				(住 所) (同 上)						(氏名又は名称) _____ ㊟						
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき 所有権その他の使用収益権を有する者				(住 所) (同 上)						(氏名又は名称) _____ ㊟						

- (記載注意) (1) この各筆明細は、利用権の設定の当事者ごとに別葉とする。利用権の設定を受ける者が同一で、利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付して整理する。
 (2) (C)欄は、大字別に記載する。
 (3) (C)欄の面積は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地籍が著しく相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きするなお、1筆の一部について利用権が設定される場合には〇〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
 (4) (D)欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。
 (5) (D)欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
 (6) (D)欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
 (7) (D)欄の「借賃」は当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。
 (8) (D)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払期限と、支払方法(例えば、毎年〇月〇〇日までに〇〇農協の〇〇名義の貯金口座に振り込む等)を記載する。
 (9) (E)欄は、(D)欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」等と記載する。
 (10) (F)欄は、(B)欄の権原者がいないときは記入を要しない。

担 当 集 積 促 進 員	印
	印
	印

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

(2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者(以下「甲」という。)&び利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額

利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法(昭和27年法律第229号)第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、一その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(7) 境界の明示

甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(8) 負担の除去

甲は、当該土地の引渡の時期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 利用権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から〇〇日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町が協議して定める。

※ 解除条件付(農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による)賃借権又は使用貸借による権利の設定を行う場合は、以下のように記載する。

(16) 解除条件付賃借の場合の追加事項

① 契約の解除

甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃借契約を解除するものとする。

② 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月以内に市長に農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に定めるところにより報告しなければならない。

③ 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

④ 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が③の勧告に従わなかったとき。

⑤ 賃借が終了した場合の原状回復

賃借が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

⑥ 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により賃借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。

※ 農地中間管理事業(「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)第2条第3項の規定による)の実施により賃借権又は使用貸借による権利の設定を行う場合は、以下のように記載する。

(17) 農地中間管理権として設定された賃貸借又は使用貸借の解除

乙は「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1項又は第2項に該当するときは、知事の承認を受けて、乙が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

農用地利用集積計画により賃借権等の設定を受ける者の農業経営の状況等(個人用)

整理番号	氏名又は名称		性別		年齢		農業従事日数					
現在、所有権を有し耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(A) (㎡)	現在、所有権以外の権利により耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) (㎡)		主たる経営作物(C)		世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)			主な家畜の飼養の状況(E)		主な農機具の所有の状況(F)		日
					世帯員(構成員)	農業従事者(うち15歳以上60歳未満の者)		雇用労働力(年間延べ日数)	種類	数量	種類	数量
農地	田	農地	男	人	農業従事者		人日					
						人						
	畑		畑	女	認	農業補助者						
		主として農業に従事するもの	(人)									
樹園地	樹園地					人	(人)					
採草放牧地	採草放牧地											

- (記載注意)
- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
 - (2) (A)欄は、所有権が設定されている農用地の面積を記入する。
 - (3) (B)欄は、所有権以外の権利(賃借権又は使用貸借権等)が設定されている農用地の面積を記入する。
 - (4) (C)欄は、主たる経営作物を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記入する。
 - (5) (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

農用地利用集積計画により賃借権等の設定を受ける者の農業経営の状況等(法人用)

整理番号		法人の名称			賃借権の設定を受ける法人の事業の状況(C)					主な家畜の飼養の状況(E)		主な農機具の所有の状況(F)	
現在、所有権を有し耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(A) (㎡)		現在、所有権以外の権利により耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) (㎡)			事業の種類					種類	数量	種類	数量
					農畜産物名	関連事業等の内容	左記以外の事業内容						
					現在								
					権利取得後								
農地 田 畑 樹園地		農地 田 畑 樹園地			事業の実施状況及び事業計画								
					農業		左記以外の事業						
					3年前								
					2年前								
					1年前								
					初年度								
					2年目								
3年目													
賃借権の設定を受ける法人の構成員の状況(D)													
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容							
		権利の種類	面積 ㎡	前年実績	見込み								
賃借権の設定を受ける法人の業務執行役員の状況(E)													
氏名	住所			年間農業及び年間農業従事状況									
				農業従事日数		農作業従事日数							
				前年実績	見込み	前年実績	見込み						

農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C)欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C)欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業、(①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共に関する事業を記載する。
- (5) (C)欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (C)欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用集積計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (7) (D)欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。
- (8) (D)欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (D)欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (10) (E)欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。
- (11) (E)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (E)欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。

別紙1 (第5の1(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………法第18条第3項第2号ハに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 5 の 1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は1年を単位として、最長20年の期間 (農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、裏作表の作付のための期間借地等、栽培される作物の通常の栽培期間からみて、1年を単位とすることが相当でない認められる場合には、1年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については「農地法の一部を改正する法律の施行について」 (平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知) 第5に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人に住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1の①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	1の③に同じ。	1の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1の①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 Iの場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	1の③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	1の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>